

北朝鮮による日本人拉致問題の完全解決を求める意見書

北朝鮮による核実験と長距離弾道ミサイルの発射が強行され、我が国を含む国際社会に対する北朝鮮の脅威は一段と高まった。

これらの度重なる暴挙は、北東アジアをはじめとする国際社会全体の平和と安全を著しく損なう挑発行為であり、断じて容認することはできない。

今回、国は、再入国禁止の対象を核・ミサイル技術者に拡大したほか、全ての北朝鮮籍船舶の入港禁止など、我が国独自の新たな制裁措置を決定したところ、北朝鮮は、ストックホルム合意に基づく日本人拉致被害者及び特定失踪者らに関する全面的な再調査の中止と調査を行う特別調査委員会の解体を表明した。

これまでも北朝鮮は調査報告を全く実施してこなかったが、今こそ国は、我が国独自の制裁措置を具体的な成果につなげるよう、厳しい態度をもって実行し、拉致被害者全員の帰国を実現させなければならない。

よって、国においては、北朝鮮との対話の窓口を堅持しつつ、関係各国との緊密な連携及び国連を中心とする多国間の協議等を踏まえながら、対話と圧力、行動対行動の原則を貫き、あらゆる手段を講じて日本人拉致問題の完全解決のために全力を尽くして取り組まれるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年3月8日

衆議院議長	大島	理森	殿
参議院議長	山崎	正昭	殿
内閣総理大臣	安倍	晋三	殿
外務大臣	岸田	文雄	殿
財務大臣	麻生	太郎	殿
経済産業大臣	林	幹雄	殿
国土交通大臣	石井	啓一	殿
拉致問題担当大臣	加藤	勝信	殿
内閣官房長官	菅	義偉	殿

山形県議会議長 野川政文